

平成22年度

所管事項の概要

平成22年5月

教育委員会

目 次

経営企画分野

教育総務室	1
予算経理室	3
教育改革室	4

教育支援分野

人材政策室	6
福利・給与室	8
学校施設室	10

学校教育分野

高校教育室	11
小中学校教育室	13
特別支援教育室	15
生徒指導・健康教育室	18
人権教育室	20

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室	22
スポーツ振興室	26

研修分野

研修企画・支援室	31
研修指導室	33

経営企画分野

《教育総務室》

室長 平野正人生
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の策定及びその推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「三重県教育振興ビジョン」の推進と進行管理
- (2) 「次期三重県教育振興ビジョン（仮称）」の策定
- (3) 「県民しあわせプラン」の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (4) 重要事業の策定に関する総合調整
- (5) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (6) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) リーフレット「きょういく三重」の発行
本県の教育の現状をグラフ、図表等によってわかりやすく表現し、県民や外来者等に対する説明資料として活用します。
- (2) 教育委員会ホームページの管理
- (3) 「学校名簿」の作成
県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。
- (4) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育委員会公報の発行

教育委員会公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

- 5 公益法人等の監督及び指導
教育委員会関係の公益法人、特例民法法人、移行法人に対する監督、指導を行います。
- 6 教育功労者の表彰
一般教育、学校教育、社会教育、文化財保護の各分野において、功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。
- 7 後援名義の使用承認
教育委員会関係の後援名義使用の承認を行います。
- 8 教育行政相談
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。
- 9 情報業務の推進及び調整
教育委員会の情報業務の推進や電子情報のセキュリティー対策を行います。
- 10 「くものすネットワークシステム」の管理運営
県立学校のすべての教職員が教育活動でパソコンを活用できるインフラとしての「くものすネットワーク」を管理運営します。
- 11 危機管理の推進
教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。
- 12 防災の推進
教育委員会の防災体制や公立学校の防災教育を推進します。

《予算経理室》

室長 加藤正二
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算を調整し、事務局の経理を取りまとめます。

2 県立学校の運営

県立学校を適正に維持管理運営するために、助言・指導を行います。

3 修学支援制度

(1) 県立高等学校の授業料無償化

家庭の状況にかかわらず、高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、県立高等学校の授業料を不徴収にします。

(2) 三重県高等学校等修学奨学金制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し、修学奨学金を貸与して修学の支援を行います。

(3) 三重県大学・短大進学支援利子補給制度

経済的な理由により大学・短大の修学が困難なため、日本学生支援機構(旧日本育英会)の有利子貸付金、銀行等の教育ローンを借りた者に対し、その利子の全部又は一部を補助して修学の支援を行います。

4 地方教育費調査

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費等の調査を行います。

《教育改革室》

室長 岩間知之
(電話 059-224-3008)

1 学校経営品質の推進

公立の小中学校、県立学校が児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを推進するため、三重県型「学校経営品質」の定着と拡充を図り、学校自ら継続的な改善に取り組みます。

また、教育委員会においても「事務局経営品質」に取り組みます。

- (1) 県立学校・小中学校のリーダー（校長・教頭）、推進者や市町教育委員会職員等を対象にした集合研修を実施
- (2) 学校や地域の実態に応じた個別的な支援を行うため、学校や地域からの要請に応じて出前研修を実施
- (3) 県内8地域にアセッサーと各校推進者で構成するブロック会議を設置し、ブロック内にある学校間の連携・協力を支援
- (4) 取組事例を共有するため、実践事例報告会を開催
- (5) 全市町教育委員会を訪問し、連携を強化

2 学校評価システムの構築

市町教育委員会と連携・協働して学校経営品質を基盤とした学校評価システムの構築に取り組むとともに、市町教育委員会を支援します。

- (1) 指定した県立学校及び市町教育委員会における実践的な調査研究の実施
- (2) 調査研究の成果等を共有するための実践事例交流会等の開催

3 教育改革の総合的な推進

社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応するため、従来の高等学校教育を見直し、県立高等学校の特色化・個性化の推進や公立・私立の高等学校のあり方など、学習者の視点に立ち教育改革を総合的に推進します。

4 三重県教育改革推進会議

本県における様々な教育課題について、より多面的、専門的な見地から調査検討を行うとともに、国が進める教育改革の動きを踏まえ、三重の教育のあり方を広い視野から検討します。

平成22年度は昨年度に引き続き、次期教育振興ビジョン（仮称）の策定に向けた審議を集中的に行います。

5 県立高等学校再編活性化第三次実施計画の推進

平成20年3月に策定した「県立高等学校再編活性化第三次実施計画（平

成20～23年度)」について、地域の協議会等において具体的な方策を検討しつつ、着実に推進します。

6 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業生数は年度ごとに増減を繰り返しながら、全体として減少が続くことが予想されることから、三重県公立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的に行います。

7 コミュニティ・スクール推進事業支援

調査研究校及び関係市町教育委員会に対し、制度導入に向けた支援を行うとともに、既に制度が運用されている学校や関係市町教育委員会との連携を進めます。

また、本制度による成果について、広く県内に発信し、制度の普及拡大に向けて取り組みます。

教育支援分野

《人材政策室》

室長 木平 芳定
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制及び教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力定着、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

小中学校において、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな少人数教育を支援するため、非常勤講師を配置します。

また、小学校1、2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）を引き続き実施するとともに、中学校においては、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振り替えられる制度も継続します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、学習者の視点に立った教育を一層推進することができるよう、教職員の異動を積極的に行うとともに、各学校の教育を支援するため、校長の意見を十分尊重した人事を行います。

また、人材活用を図るため、任免、昇任選考、勤務評定などを適切に行います。

2 教職員の採用

一般教養、専門教科等の筆答試験とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、教員としての適性や人物評価を重視した採用試験を実施し、教育者としてふさわしい優れた人材を採用します。

教職員採用選考試験 一次試験 7月21日
二次試験 8月20日～28日

3 教職員等の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新制

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制について、制度の周知・相談等円滑な実施に努めます。

また、制度の見直し等については、国の動向を注視し、教育現場に混乱のないよう、適切に対応してまいります。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、上級免許状の取得又は通信教育等では履修困難な教科等の免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教職員等への対応

指導が不適切であると考えられる教職員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への対応策として、研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を図ります。

(5) 新たな教職員等評価制度の推進

目標管理を通じた能力開発型の公立学校教職員の評価制度並びに事務局職員等について職員育成支援のための評価制度の導入を進めます。

4 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を社会において活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者を教職員として再任用します。

5 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムの適正な運用を図ることにより、各学校における正規及び代替教職員の人事配置、定数管理、人事異動等の管理業務に要する作業の簡素化・効率化を図ります。

6 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑・効果的に推進するための職員を配置します。

7 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、公務上又は通勤に起因する職員の災害に対する補償を行います。

8 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性を主張し、適切に対応します。

《福利・給与室》

室長 福本悦蔵
(電話 059-224-2950)

1 教職員等の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理及び支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与及び旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理及び決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求及び決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福祉対策

- (1) 県立学校教職員の健康管理
労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。
- (2) 教職員安全衛生管理体制の整備
「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。
また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校に過重労働対策を実施します。
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策
心の健康問題の早期発見と適切な対応及び再発防止のために「三重県立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、研修事業、心の相談事業、復職支援制度、健康審査会等を行います。
- (4) 子ども手当の支給
「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、子ども手当を支給します。
- (5) 教職員住宅の管理
教職員の福祉に資するため、職員住宅の維持管理を行います。
- (6) 勤労者財産形成貯蓄事業
勤労者財産形成促進法に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、年金財形貯蓄、住宅財形貯蓄の手続を行います。
- (7) 教職員生涯生活設計の支援
教職員及び退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、生涯生活設計実施計画に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員及び家族の医療給付、年金、宿泊施設等の管理運営、人間ドック等の健康保持増進事業等を実施します。

(9) 財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員及び家族の医療補助、各種給付、貸付事業等を実施します。

《学校施設室》

室長 大森邦彦
(電話 059-224-2955)

1 県立学校の施設整備

(1) 耐震補強・改築

震災時の児童生徒等の生命を守るため、耐震補強・改築工事を行います。

(2) 高等学校の再編活性化にかかる施設の整備

県立高等学校再編活性化実施計画に対応した施設整備を行います。

(3) 特別支援学校の施設整備

県立特別支援学校整備実施計画に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設等の改修

老朽化した施設・設備の改修を行います。

(5) バリアフリー化等への対応

エレベーター整備、トイレ改修等の施設整備を行います。

2 学校財産の維持管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

電気設備、合併浄化槽、給排水施設等の保守点検、管理を行います。

3 市町等立学校の施設整備の支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく国庫負担等事業の適正な執行のための支援を行います。

4 市町等立学校の設置及び廃止等の認可・届出

学校教育法第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

学校教育分野

《高校教育室》

室長 齋藤 俊彰
(電話 059-224-3002)

1 確かな学力等の育成

(1) 元気な三重を創る高校生育成事業

高校生の自立を促し創造力を育むための教育の在り方等を研究します。

(2) 学力向上対策支援事業

学力の定着・向上について共通の課題を持った高等学校が集まり、課題解決の方策を検討、協議するとともに、公開授業等を実施し、その結果を各校での取組に結びつけ、県全体の学力の向上を図ります。

①進学指向上対策検討会

②普通科高校学力定着・向上検討会

(3) 医学部等進学向上対策支援事業

医学部等理系学部への進学を希望する生徒を対象に、セミナー等を開催し、生徒の学力向上を図るとともに、医師不足解消の一助とします。

(4) 集まれ高校生支援事業

高等学校において制作した作品の展示や学習成果の発表等の催しを通じて、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、高等学校の取組を広く県民に紹介します。

①産業教育フェア

②高校生テクノドリームフェア

③定時制・通信制交流フェスティバル

(5) 新学習指導要領に対応した授業実践研究事業

高等学校学習指導要領に示された各教科等における具体的な教育方法のあり方等について、公開授業や研究協議等の実施により研究を進め、各校の実践に役立てるようにします。

(6) 指導主事による県立高等学校への指導、助言

生徒の学力向上などの教育課題に対応するため、指導主事の県立高等学校への訪問や県立高等学校の教員を対象とした研修会等を通じて、教育課程の実施や学習指導の在り方等について指導、助言及び支援を行います。

2 情報教育の推進

(1) 情報教育充実支援事業

県立学校のパソコン教室の機器を更新するとともに、安全な環境でのイ

インターネット接続や図書館データベースの共有化のため学校ネットワークを運用します。

- ①情報教育機器設備充実事業
- ②学校ネットワーク運用事業

3 国際理解教育及び外国人生徒教育の推進

国際理解教育及び英語教育を充実させるとともに、英語力を高めるための研修等を充実させるため、語学指導等を行う外国青年を招致します。また、外国人生徒に対する日本語指導や適応指導のあり方を検証し、体系化します。

- (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業
- (2) 高等学校における外国人生徒教育充実支援事業

4 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

- (1) 高校芸術文化祭事業
- (2) 学校部活動振興事業（文化部活動にかかるもの）

5 教育設備の充実

(1) 設備充実費

産業教育用設備、理科教育用設備、定時制教育設備等の計画的な整備を図るとともに、老朽化の著しい機器を更新します。

- ①産業教育設備費
- ②理科教育等設備整備費
- ③定時制教育設備費

6 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校及び県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

7 キャリア教育の推進

小学校、中学校、高等学校を通じて児童生徒のキャリア発達を支援するため、市町教育委員会、企業、経済団体などと連携しながら系統的なキャリア教育を実施します。また、引き続き厳しい雇用状況が予想される中、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう、就職支援を行います。

- (1) 学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業
- (2) インターンシップ等受入事業所拡大・充実緊急雇用創出事業
- (3) 県立学校就労総合ネットワーク構築事業

《小中学校教育室》

室長 西口晶子

(電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 学力向上に関する事業

児童生徒の学力の定着・向上を図るため、指導方法や評価方法等の工夫・改善への取組を支援します。特に、小学校において基礎的・基本的な知識・技能の習得をはかるため、国語科・算数科を中心に、学校全体で学力の定着と向上のシステムづくりに取り組み、計画的・継続的に課題の改善をすすめます。

- ・学力向上支援事業
- ・小学校における学力定着調査研究事業

(2) 小学校における理科等の授業の充実に関する事業

小学校5、6年生の「理科」の観察・実験等の体験的な学習の時間に「理科支援員」を配置して教員の支援を行うことにより、理科の授業の充実・活性化と教員の指導力の向上を図ります。

- ・理科支援員配置事業

(3) 指導主事による学校等への指導

児童生徒の学力向上などの教育効果を上げるため、指導主事が学校を訪問したり、地域別会議を実施したりして、各学校への指導、助言及び支援を行います。

(4) 教科用図書に関する事業

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施します。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明会を実施して、給与事務の円滑な実施を図ります。

2 学習環境の充実

(1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校間の連携

地域住民、保護者、幼稚園、保育所、小学校、中学校がネットワークを築き、地域の子どもの学習面や生活面の様々な課題を解決する取組を推進して、環境変化による入学時の不安や課題を取り除き、幼保小中の一貫した学びの充実を図ります。

- ・幼保小中育ちのリレー事業

(2) 読書活動の充実

児童生徒の国語力の向上をはかるため、本とともに児童生徒の感想や本の紹介などを学校間で定期的に取り継し、これらの取組を「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動、学校図書館を利用した授業の実施につなげます。

- ・生き生き読書リレー推進事業

3 外国人児童生徒教育の充実

外国人児童生徒が、日本語や学校の生活習慣を身につけられるよう、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣や「初期適応指導教室」（日本語の初期指導等を集中的に行う機関）の設置など、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。また、外国人の子どもの就学の促進を図るため、就学支援員を配置し、家庭訪問を通じた就学の案内や保護者の教育相談への対応等を行います。

このほか、進路ガイダンスを開催し、子どもたちの進路選択を支援します。

- (1) 外国人児童生徒教育支援センター事業
- (2) 外国人の子どもの就学支援緊急雇用創出事業
- (3) 外国人児童生徒巡回相談員の配置
- (4) 外国人児童生徒教育専門員の配置

《特別支援教育室》

室長 浅生 篤
(電話 059-224-2961)

1 子どもの発達支援ネットワーク事業

(1) 就学指導の充実

就学指導委員会の機能を充実させ、就学相談、発達相談、地域支援等、医学的、心理学的、教育的な観点からの専門性を活かした指導の充実を図ります。

- ・ 市町等就学指導委員会連絡会議の開催 県内5地区各3回
- ・ 就学指導研修会の開催 県内3地区各1回
- ・ 県障害児就学指導委員会及び専門員会議の開催 各1回

(2) 地域連携相談支援の充実

6市町をネットワークモデル地域に指定し、就学前からの一貫した支援体制及び市町の枠を超えたネットワークの構築を図ります。

- ・ モデル地域担当者によるネットワーク研究協議会の開催 年2回

2 障がい児者就労・自立支援事業

(1) 特別支援学校版デュアルシステム試行事業

試行実施した特別支援学校1校にデュアルシステムの考え方を定着させ、企業における実習訓練を教育課程に位置づけ、生徒に職業意識を向上させるとともに就労につなげます。

(2) 進路指導の充実

職場実習先に特別支援学校版ジョブコーチを派遣し、教師と連携しながら生徒への具体的支援を進めるとともに、各関係機関との連携を通して、就労先の開拓を進め進路指導の充実を図ります。

3 特別支援教育総合推進事業

(1) 特別支援教育総合推進事業

特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、学校内の研修内容を充実し、地域公開研修会、授業公開等の開催を通して、専門性の向上を図ります。

また、研究指定地域(5地域)において、発達障がいのある児童生徒に対する指導方法や指導内容について、大学及びNPO等と連携した実践研究を進め、今後の特別支援教育の充実を図ります。

(2) 特別支援教育体制整備事業

小中学校等への巡回相談員の派遣や理解啓発向けの研修会等の実施及び通級による指導や特別支援学級等の弾力的運用に関する研究を実施し、各

市町における特別支援教育の体制整備の充実を図ります。

また、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、各市町における中核的な役割を担う人材育成を進めます。

(3) 高等学校における発達障がいモデル事業

発達障がいのある生徒への具体的な支援の在り方についての実践的な研究をモデル校（1校）において実施し、高等学校における特別支援教育の推進を図ります。

4 発達障がい指導・支援充実事業

高等学校に3名の「発達障がい支援員」を配置し、特別支援教育の専門的な知識を有する発達障がい支援員、言語聴覚士、医師による専門家チームを編成し、ソーシャルスキルトレーニングや言語指導及び教育相談等の指導・支援を展開し、発達障がいのある生徒の支援に取り組みます。

5 自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業

小・中学校等において、自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人ひとりに対応した指導内容・方法等の工夫など、教育課程の在り方について実践研究に取り組みます。

6 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業

特別支援学校に職域開発支援員を配置し、企業（事業所）への職場開拓のための企業交渉や理解啓発を行うとともに、職業教育の改善や本人及び保護者に対する就労についての意識の高揚を図ることにより、就労率の向上を目指します。

7 特別支援学校メディカル・サポート推進事業

経管栄養・痰の吸引・導尿等の医療的ケアを要する児童生徒の教育と健康を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減を図るため、県の指定する特別支援学校において、常勤講師（看護師免許所有）が医学研修を受けた教員と協働し、国及び県が示す対応を実施します。

そのため、医療機関との連携体制の構築や研修内容の充実など、特別支援学校における医療的バックアップ体制の整備を進めます。

8 特別支援学校児童生徒増加等に伴う整備支援事業

在籍児童生徒の増加及び学校施設の狭隘化等の各特別支援学校の緊急な課題に対応するために、近隣の教育施設を活用し、教育環境の充実を図ります。

9 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

「県立特別支援学校整備第一次実施計画」にそって、特別支援学校の整備及び緊急課題の解決に向けて、学習備品の整備を進め、学習環境の基盤整備を推進します。

10 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒の就学に伴う保護者の経済的負担を軽減し、これらの学校の教育の普及奨励に取り組みます。

11 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校の通学バスを運行することにより、児童生徒の通学の安全を確保します。

城山特別支援学校	3台	稲葉特別支援学校	3台
盲学校	1台	玉城わかば学園	6台
度会特別支援学校	4台	杉の子特別支援学校	2台
西日野にじ学園	7台	伊賀つばさ学園	4台
北勢きらら学園	6台	東紀州くろしお学園	3台 (分校1台)
県有 (リフト付)	1台		

12 特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校における在籍児童生徒数の増加により生じた長時間通学の解消及び安定運行のために、スクールバスを計画的に配備することにより、通学環境の整備を進めます。

生徒指導・健康教育の充実

1 生徒指導の充実

(1) 生徒指導対策事業

教職員の生徒指導に関する資質を高めるとともに、学校の生徒指導体制の充実を図るため、生徒指導リーダー教員養成講座を実施します。

また、専門的な知識や経験を持った生徒指導特別指導員を小中学校、高等学校に派遣し、問題行動へ適切に対応するための指導体制を支援するとともに、学校警察連絡協議会の活動を充実させるなど、学校と警察の連携を推進し、子どもの健全育成を図ります。

(2) 不登校対策事業

不登校への取組を、未然防止、初期対応、復帰支援の3領域の視点で捉え、学校や教育支援センターへの支援を進めるなど、それぞれの領域で適切な対応を推進します。

また、不登校の未然防止、早期発見・早期対応を核とした調査研究（問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究）を進めます。

(3) 学校非公式サイト対策推進事業

「学校非公式サイト」の現状を継続的に把握したデータを基にして、ネット依存など児童生徒の内面にせまる教育プログラムを作成し、児童・生徒へのネットモラル・ネットリスク教育の充実を図ります。

また、保護者を中心とした「ネット啓発チーム」を養成して、保護者の知見を広めるとともに、具体的な事案が発生した場合には、「ネット対策チーム」を学校、市町等教育委員会に派遣して緊急支援を行うなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めます。

(4) スクールカウンセラー等活用促進事業

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対応するため、学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、ケースに応じて、生徒指導特別指導員及び児童生徒の環境に直接的に働きかけるスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、効果的な支援を行っていきます。

①スクールカウンセラー活用事業（小6 5校、中1 5 5校、高2 5校）

②スクールソーシャルワーカー活用事業（4名）

(5) ハートフル相談員配置事業

小学校を中心に、児童生徒の問題行動の未然防止を図るため、地域の人材を活用して、児童や保護者が悩み等を気軽に相談できる「ハートフル相談員」を小学校に配置します。

・ ハートフル相談員（小3 9校）

2. 健康教育の充実

(1) 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、連絡協議会を設置し、「学校保健推進計画」を策定します。

また、学校に各診療科の専門医を計画的に派遣して、教職員の資質向上及び地域保健との連携体制の確立を図ります。

(2) スクールヘルスリーダー派遣事業

多様化した児童生徒の心身の健康課題に対応するため、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣します。

また、スクールヘルスリーダーは校内研修の講師や個別対応が求められる児童生徒への対応方法等について指導助言を行い、現代的な健康課題に適切に対応できる環境の改善を図ります。

(3) 児童生徒のアレルギー疾患対応推進事業

アレルギー疾患を有する児童生徒が学校生活を送るうえで、学校として対応が必要なアレルギー疾患の判断基準や三重県の実情に応じた方策について手引に基づき講習会を開催することで、学校関係者に周知を図ります。

(4) スクールガード推進事業

地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、PTA等を主体とした学校安全ボランティア（スクールガード）のすべての小学校での組織の立ち上げや充実・活性化の支援を行います。

(5) 子ども安全・安心サポート事業

通学途中の不審者等による声かけ事案などへの対応策として、「登下校安全指導員」を地域や学校の状況等を考慮して、市町等教育委員会及び県立学校へ配置し、児童生徒の登下校時の安全の確保に努めます。

(6) 学校食育推進事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するための体制整備を図るとともに、家庭、地域及び関係団体と連携・協力した食体験活動を取り入れた食育を推進するモデル事業等を実施します。

《人権教育室》

室長 稲林 司

(電話 059-224-2732)

1 人権教育の推進

「人権が尊重される三重をつくる条例」や「三重県人権施策基本方針」の趣旨を踏まえ、「三重県人権教育基本方針」に基づき、学校や地域社会において人権教育の推進を図ります。

2 人権教育の総合的な推進

(1) 人権教育総合推進事業

人権教育を充実・発展させるため、県内6地域（北勢地域・中勢地域・松阪地域・南勢地域・伊賀地域・東紀州地域）において多様な主体が地域の資源を活用しながら、推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進めます。また、人権教育に関する専門性を有するリーダーを育成します。

①持続可能な人権教育のための調査研究事業

②人権教育専門性向上促進事業

③「開かれた学校づくり」支援事業

(2) 広報研究事業

人権教育に関する調査研究を行うとともに、人権学習教材「わたしかがやく」を活用する上での最新情報や資料をホームページ等で発信します。また、県内教職員等からの人権教育に関する相談を行います。

3 学校教育における人権教育の推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

すべての子どもの人権感覚を育成しながら、学力・進路を保障する取組の充実を図るため、県立学校において、大学の研究者等と連携しながら、「三重県版『効果のある学校』づくり」の実践研究を実施します。また、学習者が主体的に活動する「能動的な人権学習」の充実を図るため、調査・研究や発表・交流を行います。

①三重県版「効果のある学校」づくり事業

②能動的な人権学習推進事業

(2) みんなでつくる人権教育推進事業

県立学校が拠点となり、学校、地域、行政が連携して、学校における教育課題を解決するための改善プランを策定するとともに、それを実行、評価し、その成果を県内に広く発信します。

(3) 学校教育研修事業

小中・県立学校の管理職等の人権問題・人権教育についての理解と認識を深めるための研修会を実施します。

(4) 文部科学省委嘱事業

- ①人権教育研究指定校事業
- ②人権教育総合推進地域事業

4 社会教育における人権教育の推進

社会人権教育総合推進事業

社会教育における人権教育を一層推進するため、市町と連携し、地域の実態を把握します。

- ①人権教育実態把握事業
- ②市町人権教育主管課長会議

5 その他

進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴う経過措置として、貸与及び返還・免除を行います。

社会教育・スポーツ分野

《社会教育・文化財保護室》

室長 野原 宏司
(電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制整備事業

地域における社会教育推進体制整備のための環境づくりを図ります。

○三重県社会教育委員の設置 7名

○社会教育委員との情報交換や研修会等の実施

(2) 熊野少年自然の家の管理運営

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図るため、熊野少年自然の家を運営します。

(平成22年4月から、(有)熊野市観光公社を指定管理者として指定)

(3) 鈴鹿青少年センターの管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、鈴鹿青少年センターを運営します。

(平成18年4月から、(財)三重県体育協会を指定管理者として指定)

(4) 子どもの読書活動推進事業

「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館職員や教員、民間事業者、有識者等で構成する推進会議を設置し、子どもの読書活動推進のための環境づくりを進めるとともに、各機関の連携・協力体制を整備し、広報啓発事業を積極的に展開します。

また、緊急雇用創出事業を活用し、県内27小中学校に図書館の環境整備を行う職員をモデル的に20名配置します。

(5) 社会教育主事の市町派遣

地域における子どもの居場所である「子ども体験活動クラブ」設立のため、社会教育主事4名を市町教育委員会に派遣します。

○派遣先市町・・・鳥羽市、尾鷲市、木曾岬町、東員町

(6) 学校支援地域本部事業

6市町に11学校支援地域本部を設置し、地域のボランティア等を活用した学校教育支援体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、地域住民の学習成果活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ります。

○事業実施市町・・・鈴鹿市、津市、松阪市、名張市、明和町、紀宝町

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

文化財の保存と活用に関する重要事項について、調査・審議し、指定等の答申、重要事項について建議を行います。

ア 文化財保護審議会

三重県文化財保護審議会を年2回開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

イ 銃砲刀剣類登録審査会

津市：5月18日・8月17日・11月16日・1月25日

尾鷲市：10月19日（新規登録6,300円、再交付3,500円）

ウ 天然記念物紀州犬審査会

津市：5月23日（無料）

エ 天然記念物日本鶏審査会

斎宮歴史博物館：5月16日（無料）

② 指定文化財管理

指定文化財等の保護管理のための巡視調査と保護管理事務を行います。

ア 文化財パトロール（県文化財保護指導委員設置要綱）

イ 文化財保護連絡会議

ウ 国・県指定文化財の保存管理への支援

エ 国・県指定文化財の現状変更等の事務

③ 文化財保護事業

指定文化財等の保護事業に対して補助し、適正な文化財保存と活用を図ります。（合計23件予定）

ア 国指定文化財保護（12件）

イ 埋蔵文化財緊急調査（6件）

ウ 特別天然記念物カモシカ食害対策（3件）

エ 県指定文化財保護（2件）

(2) 天然記念物保存対策事業

保護対策上、調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

① 天然記念物食害対策

ア 特別天然記念物カモシカ鈴鹿山地通常調査（モニタリング調査）

イ 特別天然記念物カモシカ紀伊山地通常調査（モニタリング調査）

② 天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。また、10年経過したオオサン

ショウウオ保護指針見直しのための現地調査や委員会開催などを実施します。

③オオサンショウウオ生息環境調査に係る緊急雇用創出事業

特別天然記念物オオサンショウウオの生息する河川環境調査を委託し、保護のための基礎資料を充実させます。

(3) 世界遺産熊野古道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携した取組を進めます。

・セミナー「熊野古道と文化的景観」の開催（2回）

（紀北地域及び紀南地域：日程未定）

(4) 活かそう美し国の文化財事業（合計20件の予定）

「美し国三重」の貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

①国指定等文化財保護（16件）

②埋蔵文化財緊急調査（1件）

③県指定文化財保護（3件）

(5) 伊勢路と海の民俗文化財調査事業

①伊勢路を結ぶ石造物調査事業

熊野古道伊勢路のうち、世界遺産未登録の街道沿線の石造物調査を行い、登録部分と未登録部分を結ぶことにより歴史的資産の価値を高めます。

②海女習俗基礎調査事業

志摩地方を中心とした海女（女性素潜漁）習俗の民俗調査を実施し、基礎的な情報を収集します。

3 埋蔵文化財センター

(1) 管理運営

①管理運営

埋蔵文化財センターの管理運営及び落合古墳群等出土鉄製品の保存処理を行います。

また、埋蔵文化財センターが収蔵する文化財の適切な保管を図るとともに、センター通信、埋蔵文化財年報、研究紀要の刊行や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を通じて、発掘資料の幅広い活用を積極的に図ります。

ア 普及啓発事業

出土文化財の展示公開事業を開催するほか、児童生徒及び教職員が生きた教材として埋蔵文化財を活用できるよう、出前講座を実施しま

す。

また、センター通信、埋蔵文化財年報、研究紀要第20号を発行します。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術の修得のため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を実施し、文化財保護行政の充実や学校教育、生涯学習の場における活用を推進します。

(2) 県営ほ場整備地域埋蔵文化財緊急発掘調査

県営ほ場整備事業等の県公共事業に係る埋蔵文化財について、執行委任等を受け、記録保存のための発掘調査を行います。

(3) 受託発掘調査事業

①受託発掘調査事業

国、中日本高速道路に係る埋蔵文化財について、委託を受け、記録保存のための発掘調査を行います。

ア 一般国道23号中勢バイパス

イ 一般国道475号東海環状自動車道

ウ 中日本高速道路新名神（近畿自動車道名古屋神戸線）

エ 宮川河川改修 等

②発掘調査公開活用事業

学校や県民に発掘調査成果を還元、記録類デジタル化を行います。

《スポーツ振興室》

室長 村木輝行
(電話 059-224-2985)

1 地域スポーツの推進

(1) スポーツ環境づくり推進事業

① スポーツ振興審議会

三重県スポーツ振興審議会を開催し、本県のスポーツ振興の基本方針について審議します。

② 県立学校体育施設開放事業

県民がいつでも、どこでもスポーツに親しめる場と機会を提供するため、県立学校の体育施設を開放します。

③ 生涯スポーツの推進

市町生涯スポーツ担当者、体育指導委員等の資質の向上を図るための研修会等を開催します。

④ 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の策定

本県スポーツを総合的に推進するための基本的な計画として「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。

(2) 総合型地域スポーツクラブサポート事業

① 総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー及び運営スタッフを養成します。

② 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を県内5地域で開催し、連携強化を図るとともに、広域スポーツセンターの設置に取り組みます。

③ 総合型地域スポーツクラブの指導者の養成と資質の向上を図ります。

(3) スポーツ活性化支援事業

① 顕彰事業

全国大会や国際大会で優秀な成績を収めた団体・個人を、「三重県スポーツ賞」において表彰します。

② 情報収集・発信事業

スポーツに関する研修会や会議を通じて情報収集を図るとともに、全国大会等における本県の競技力の分析及び調査を行い、様々なスポーツ情報をホームページ等により広く県民に発信します

③ 各種大会支援事業

みるスポーツの機会を提供し、県民のスポーツに対する関心を高めるため、本県で開催される全国規模の大会を支援します。

ア 全日本大学駅伝対校選手権大会

イ 都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会

ウ 全日本マスターズベンチプレス選手権大会

④スポーツ団体等活性化事業

本県のスポーツを振興するため、(財)三重県体育協会が行う事業等を支援します。

ア スポーツ指導者体制の充実

イ スポーツ少年団の育成強化

ウ スポーツ医科学の研究と普及

エ 総合型地域スポーツクラブの育成及び啓発

オ 競技スポーツの充実

また、武道の普及・振興を図るため、(財)三重県武道振興会が行う事業等を支援します。

(4) みえスポーツフェスティバル開催事業

9月、10月の土・日曜日を中心に65種目を県内各地で開催し、広く県民にスポーツ・レクリエーションの場を提供します。

(5) 日本スポーツマスターズ2010開催事業

実行委員会や(財)日本体育協会など関係機関との連携により、9月に開催する三重大会を成功させます。

(6) 美(うま)し国三重市町対抗駅伝開催事業

これまでの実施状況、成果や課題の検証を踏まえ、市町、大会関係者等と協議を進め、第4回開催に向けて取り組みます。

(7) 派遣スポーツ主事

総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、社会教育主事(スポーツ担当)を派遣します。(3町3名)

2 競技スポーツの充実

(1) トップアスリート養成事業

県内各地のジュニア競技者等をスポーツ教室などで発掘し、一貫した指導体制の下で計画的な取組を実施することにより、国内外で活躍できるトップアスリートの養成を効果的に進めます。

また、三重県独自のタレント発掘事業実施へ向けて、ジュニア競技者の発掘・育成・強化の研究を進めます。

世界新体操選手権の開催を記念したイベントを行い、新体操競技の普及、強化に取り組みます。

(2) 競技力向上特別事業

競技力向上推進委員会において、国民体育大会を中心とした本県の競技力の向上に取り組むとともに、国民体育大会緊急強化対策プロジェクト事業を実施し、国民体育大会の総合成績向上へ向けた喫緊の課題、対策等を検討、協議します。

また、競技団体に対して、中央競技団体等からアドバイザーを派遣します。

(3) 選手派遣事業

①国民体育大会派遣事業

県民のスポーツに関する興味・関心を高めスポーツ活動を促進するため、国民体育大会に本県代表選手、監督を派遣します。

ア 本大会 千葉県 9月25日～10月5日

イ 冬季大会 青森県 1月26日～1月30日 (スケート、アイスホッケー)

秋田県 2月12日～2月15日 (スキー)

ウ 国民体育大会東海ブロック大会

岐阜県 5月22日～8月29日 (32競技)

②全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業

誰もが親しめるスポーツ種目の普及・振興と県民の参加・交流を図るため、全国スポーツ・レクリエーション祭に県選手団を派遣します。

・全国スポーツ・レクリエーション祭

富山県 10月16日～10月19日

3 スポーツ施設の整備運営

(1) 県営松阪野球場

施設の管理運営を指定管理者(松阪市)に委託し、効果的な運営を行うとともに、利用しやすくスポーツに親しめる場を提供します。

(2) 県営ライフル射撃場

施設の管理運営を指定管理者(三重県ライフル射撃協会)に委託し、効果的な運営を行うとともに、利用しやすくスポーツに親しめる場を提供します。

(3) 県営総合競技場

①管理運営

管理運営を指定管理者(三重県体育協会グループ)に委託し、県の中核的なスポーツ施設として効果的な運営を行うとともに、利用しやすく楽しくスポーツに親しめる場を提供します。

②施設整備

安全で快適なスポーツ施設としての機能充実を図るため、必要な施設整備を行います。

(4) 県営鈴鹿スポーツガーデン

①管理運営

管理運営を指定管理者(三重県体育協会グループ)に委託し、県の中核的なスポーツ施設として効果的な運営を行うとともに、利用しや

・すく楽しくスポーツに親しめる場を提供します。

②施設整備

安全で快適なスポーツ施設としての機能充実を図るため、必要な施設整備を行います。

4 子どもたちの安全の確保と健康の増進

(1) スクールスポーツライフ支援事業

①学校体育充実事業

ア 教科体育・保健体育の指導力の向上を図る研究協議会・講習会を開催します。

イ 教科保健体育での武道指導の充実をめざした武道段位認定講習会を実施します。

ウ 新体力テストの普及・定着に向けた説明会・研究協議会を開催します。

エ 児童生徒の体力・運動能力調査の実施及び結果の集計や報告をします。

オ 県立学校にトレーニング機器を充実します。

カ 学校体育研究団体等への指導・助言をします。

②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上学校支援事業

ア 子どもの体力向上支援委員会を設置し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析や、実践研究校による実践交流会を開催します。

イ 実践地域に地域部会を設置し、実践研究校の連携や各校の実践研究を支援します。

ウ 各実践研究校において、体育科・保健体育科を中心とした教育実践を行い、子どもの体力向上に向けて取り組みます。

③小学校体育活動に係る緊急雇用創出事業

小学校の体育科の授業や体育的行事・休み時間等における体育活動等のサポートや指導ができる人材を市町教育委員会に配置し、子どもたちの運動機会の拡充を図り、体力の向上をめざします。

(2) 地域連携学校スポーツ支援事業

①地域連携学校スポーツ支援事業

中学校、高等学校における運動部活動の今日的課題を解決するため、指導者の指導力、資質の向上を目的とする講習会を開催するとともに、高等学校運動部活動へ地域の指導者を派遣したり、学校間や地域と連携した運動部活動の研究を進めます。

また、中学校、高等学校の全国大会において優秀な成績を収めた選

手、指導者を表彰します。

②地域スポーツ人材の活用実践支援事業

中学校の運動部活動における指導者不足や、武道の必修化に向けた対応などの課題を解決するため、地域のスポーツ人材の活用を図ります。

(3) 運動部活動支援事業

①学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

②全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③全国・ブロック体育大会派遣費補助

中学校の全国体育大会及び高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

研修分野

《研修企画・支援室》

室長 水本 潤一
(電話 059-226-3512)

1 分野にかかる庶務・経理及び財務管理

- (1) 研修分野の庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行します。
- (2) 研修分野の施設管理・財産管理を行います。

2 分野にかかる事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、研修分野の各事業を実施します。

- (1) 研修分野の運営基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築及び研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣・内地留学・社会体験研修・県外研修等）の実施・調整

3 教育支援

今日的な教育課題についての調査研究を行うことを通して、より多くの教育情報を学校に提供するとともに、学校教育活動の改善に向けた活動や新たな校内研修のあり方など、学校が抱える課題の解決に向けた取組方法等を明らかにして、学校や教職員に対する支援体制の強化を図ります。

- (1) 教育課題に対する調査研究
- (2) 学校の教育力向上支援事業の企画運営
- (3) 情報サービス
 - ①各種教育情報・資料の提供
- (4) 科学体験教室
 - ①プラネタリウム教室
 - ②ふれあい科学教室
 - ③ふれあい天文教室

4 教育相談

教育相談を通して、子どもたちの心の問題等に適切な援助を行うとともに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から専

門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談
- (2) 教育相談専門研修の企画運営
- (3) 教育相談講演会の企画運営
- (4) 教育相談継続的支援研修の企画運営
- (5) 教育相談地域支援研修の企画運営
- (6) 教育支援センター担当者研修の企画運営
- (7) 学校における教育相談活動の支援
- (8) セクシュアル・ハラスメントに関する相談

5 指導力向上支援

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修及び職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (2) 研修受講者への指導助言

《研修指導室》

室長 谷口 光暁
(電話 059-226-3572)

1 基本研修

より質の高い教育活動を行うため、教職員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。また、授業力の向上をめざすため、授業力向上プロジェクト事業による研修を実施します。

- (1) 教諭研修（初任、5年、10年）
- (2) 養護教諭研修（新規採用、5年、10年）
- (3) 学校給食栄養管理者研修（新規採用栄養教諭、新任栄養教諭、5年学校栄養職員、10年学校栄養職員）
- (4) 学校事務職員研修（新規採用、4～6年、9～11年、主査、リーダー等）
- (5) 管理職研修（新任教頭、新任校長）
- (6) 特別支援学級等新担当教員研修
- (7) 幼稚園等教員研修（新規採用、10年）
- (8) 常勤講師等研修（常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員）

2 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上をめざします。

- (1) 情報教育研修（情報モラル、プレゼンテーション等）
- (2) 情報担当者講習会（教員ICT活用指導力向上講習会）

3 教科等研修

教科等における指導内容や方法について、知識の拡充・深化及び技術の向上をめざします。

- (1) 各教科、スキルアップ、道徳、環境教育、健康教育、授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）

4 テーマ研修

今日的な教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施します。

- (1) 人権教育研修
- (2) 特別支援教育研修
- (3) 外国人児童生徒の教育
- (4) 国際理解教育研修

- (5) 乳幼児教育研修
- (6) 教育講演会（三重の教育談義）

5 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化及び技能・技術の向上をめざします。

- (1) 養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修
- (9) コーチング研修

6 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

7 ネットDE研修

インターネットを利用したeラーニングシステムにより、教科、教育情報や今日的な教育課題等の講座をパソコンで「いつでも・どこでも・なんどでも」受講できる環境を引き続き整備します。